

付則1 配管工事施工管理基準及び規格値

この配管工事施工管理基準は、標準仕様書「1.1.24 施工管理」に規定する配管工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。

1 目的

この基準は、郡山市上下水道事業管理者（以下「発注者」という。）が発注する配管工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。

2 適用

- (1) この基準は、発注者が発注する工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、この基準に記載のない事項については、福島県土木部の「共通仕様書（土木工事編）」及び、日本水道協会の「水道工事標準仕様書[土木工事編]」に準ずるものとする。
- (2) 工事の種類、規模、施工条件により、この管理基準によりがたい場合、または基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。

3 構成

施 工 管 理	工 程 管 理
	出 来 形 管 理
	品 質 管 理
	写 真 管 理

4 管理の実施

- (1) 受注者は、工事施工前に、施工管理について担当者を定め当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わせなければならない。
- (2) 受注者は、施工前に施工管理計画を具体的に定め施工計画書に記載しなければならない。
- (3) 受注者は、測定（試験）等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。
- (4) 受注者は、測定（試験）等の結果を、その都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し直ちに提示するとともに工事完成時に提出しなければならない。

5 管理項目及び方法

(1) 工程管理

受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理（ネットワーク、バーチャート方式等）を行うものとする。ただし、応急修繕等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。

(2) 出来形管理

受注者は、出来形を出来形管理基準表に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値とを対比して記録した出来形管理図表を作成し、管理するものとする。なお、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1箇所」となっている項目については、小数点以下を切り下げた箇所数を測定する。

(3) 品質管理

受注者は、品質を品質管理基準表に定める試験項目及び試験基準により管理するものとする。

6 規格値

受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。

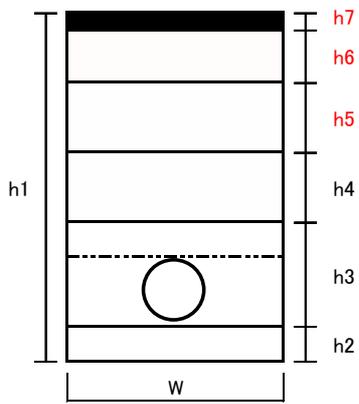
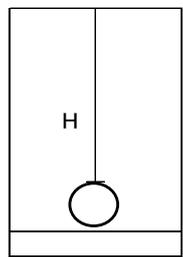
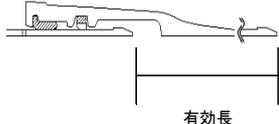
7 工事写真

受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真などを、付則2「配管工事写真管理基準」により撮影し、適切な管理のもとに保管し監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。

8 管理の様式

施工管理に必要な様式については、付則7「様式集」によるものとする。

出来形管理基準表

工種	測定項目	規格値(mm)	測定基準	測定箇所						
掘削工	掘削幅(W)	-50	幅・深さ・各層厚は50m毎に1箇所の割合で測定							
	掘削深さ(h1)	—								
基礎砂工 (ポリ管の場合)	基礎砂厚さ(h2)	±30								
保護砂工	保護砂厚さ(h3)	±30								
埋戻工 (山砂・再生砕石)	埋戻厚さ(h4)	±30								
下層路盤工 (再生砕石)	路盤厚さ(h5)	-45								
上層路盤工 (粒調砕石)	路盤厚さ(h6)	-30								
仮復旧工	表層厚さ(h7)	-9								
管布設工	延長	設計値以上	延長は、管割図から算定した実延長と設計延長を管種・口径別に比較							
	土被り(H)	±20	50m毎に1箇所の割合で測定							
推進工	基準高	±50	両端部で測定 鞘管推進の場合は、鞘管で管理							
管の接合	継手工	継手チェックシートによる	全接合箇所を測定	継手チェックシートによる						
管の切断	切管寸法	—	全数を測定 継手チェックシートに記入	 <p>有効長</p> <p>※甲切管の場合は有効長を測定</p>						
仕切弁筐工	A寸法(浅埋形)	±25	<table border="0"> <tr> <td>φ 50～150</td> <td>260</td> </tr> <tr> <td>φ 200</td> <td>165</td> </tr> <tr> <td>φ 250・300</td> <td>160</td> </tr> </table>	φ 50～150	260	φ 200	165	φ 250・300	160	付則4 配管工事標準図集「4 仕切弁筐設置標準図」参照
	φ 50～150	260								
φ 200	165									
φ 250・300	160									
A寸法(従来形)	±50	φ 350・400 280								

品質管理基準表

工種	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要
水圧試験	水圧試験 (本管布設)	管内を充水し0.75MPaの水圧を負荷し、5分以上保持して圧力変化を測定	圧力変化に異常がないこと	本管布設完了時	監督員の立会いを要す
	水圧試験 (給水管布設替)	分水栓から第1止水栓まで一定の水圧を負荷し一定の時間保持して圧力変化を測定 φ50mm以上 0.75MPaで5分以上 φ40mm以下 1.20MPaで1分以上	圧力変化に異常がないこと	給水装置切替時	給水装置工事設計施行基準による
管の洗浄	残留塩素の測定	洗浄排水に濁質が認められなくなった後に監督員が測定する。	工事区間周辺の水道水と同程度の値であること ※0.2mg/L以上	使用開始前	規格値を外れる可能性がある場合には、水質検査を行うこと ※は目安の値
	pH値の測定	洗浄排水に濁質が認められなくなった後に監督員が測定する。	工事区間周辺の水道水と同程度の値であること ※7.0～7.5程度	使用開始前	
管の継手	ダクタイル鋳鉄管 ボルトの締付トルク ゴム輪の出入り状態 ライナ位置 屈曲防止リング ロックリング バックアップリング ボルトの確認 切管端面防食材料	目視・チェックゲージ・ノギス等による計測	継手チェックシートによる	全接合箇所	
	ポリエチレン管 融着面の切削 融着時間 インジケータの隆起確認	目視による計測	継手チェックシートによる	全接合箇所	
管の溶接	X線透過法による溶接部検査	JIS Z3104 JIS Z3106 JIS Z3050	判定は3類以上とする	試験頻度は、水道事業実務必携（X線撮影標準頻度）による	外観及び透過写真（ネガ）によって監督員の検査を受ける 完了後、ネガに撮影箇所を明示し、一括整理して提出
	超音波探傷検査	JIS Z3060	WSP-008	1口につき2箇所 30cm/箇所	記録用紙を提出
	浸透探傷試験	JIS Z2343	割れ及び有害な傷がないこと	全溶接箇所	不断水工事におけるバルブ等の鋼管への取付に適用